

令和7年度 第2回 横浜市大都市自治研究会 会議録	
日 時	令和7年11月5日（水）午前10時00分～午後0時30分
開催場所	横浜市庁舎18階なみき16・17会議室
出席者	辻座長、出雲委員（オンライン）、伊藤委員（オンライン）、宇野委員、大杉委員、神尾委員、勢一委員、沼尾委員、望月委員
欠席者	大津委員、野口委員
開催形態	一部非公開（傍聴者0人）
議題等	<p>1 議事</p> <p>（1）特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等に関する答申（素案）について</p> <p>（2）その他</p>
決定事項	○議事を非公開とする。ただし、主な発言の要旨を公表する。
議事要旨	<p>1 議事</p> <p>自由な議論の場とするため、以後の議事について非公開とすることが出席委員の承諾により決定した。</p> <p>（1）特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等に関する答申（素案）について</p> <p>事務局から資料の説明後、委員の意見交換が行われた。（主な発言要旨は、次のとおり）</p>
主な発言	<p>1 特別市の法制化に関する論点</p> <p>（1）総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税の納税先が特別市のみになれば、受益と負担が整理されるため、市民が収めた税金の使われ方がより分かりやすくなる、としてはどうか。 ・「水平的な連携や補完」について、「補完」は制度設計が必要になると思うので、「支援」とするのはどうか。 ・特別市移行後の効果について、効率化に加えて、経済的な観点からも効果があることを記載した方が良い。 <p>（2）特別市の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法は、都道府県と市町村を普通地方公共団体として位置付けており、特別市は新たに制度化するもので、普通地方公共団体と位置付けるのは難しい。 ・特別市が基礎自治体か広域自治体かを論じた上で、普通地方公共団体か特別地方公共団体かという地方公共団体の種類を論じる方が流れが良い。 <p>（3）住民投票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の廃置分合等に関する地方自治法第6条と第6条の2の規定の解釈について、整理して記載した方が良い。

- ・「二層制から一層制への変更は、当該地域において主権を行使する主権者自らが選択し、意思決定を行うことが良いと考える」としてはどうか。
- ・「新たな道府県の住民による投票は不要であり、現行の地方自治法に規定されているとおり道府県議会の議決が住民の意見を反映しているものと考える」としてはどうか。

(4) 移行手続

- ・法制化に当たっては、特別市の区域の変更や特別市を廃止する場合の手続についても議論する必要があると考える。

(5) 移行要件

- ・人口要件を設ける場合は、道府県の業務を担える規模かが論点になると考えられ、制度設計にも直結するものである。
- ・人口要件は、対象を広範囲にし過ぎないという趣旨から、現行の指定都市であるという形式要件のみとすることで足りることとしてはどうか。

2 特別市の制度設計等に関する論点

(1) 新たな道府県の事務処理への影響とその対応策

- ・医療計画などの広域的な計画策定については、関係機関で調整を図りつつ、特別市と新たな道府県全体の双方に意義があるものとすることを記載した方が良い。
- ・警察事務について、総務省ワーキンググループ報告書の警察庁の聞き取り結果は、全体のトーンが伝わるように記載すべき。

(2) 特別市に移行する区域に道府県が有している施設の取扱い

- ・道路や橋梁のようなインフラ設備と、人口減少に伴って整理統合することも考えられる学校などの公共施設は、分けて議論してはどうか。
- ・移管する県有施設の資産価値について、移管段階で価値を決めるることは難しいため、第三者機関が関与することにより、公平性を提案していくことが良いと考える。

(3) 広域的な役割も引き継ぐ特別市が近隣市町村において果たすべき役割

- ・基礎自治体としての性格を有する特別市が果たすべき広域的役割について、補完の役割も担うのか整理が必要である。
- ・「圏域」のエリアが分かりにくいので、圏域の概念を明らかにした方が良い。
- ・特別市と近隣市町村による大都市圏域全体の行政サービスが、移行前の指定都市と近隣市町村の連携や、都道府県の補完によるものとどのように変わるのが示した方が良い。
- ・近隣市町村との広域連携について、これまで基礎自治体として培ってきたノウハウや地域資源を特別市が積極的に活用することが伝わるよう記載しては

	<p>どうか。</p> <p>(4) 特別市と新たな道府県の双方の行政サービスの提供に影響が生じないようにするための財政面での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別市への移行によって地方交付税の総額が増えることは、国は認めないと思われる。 ・特別市への移行により、特別市と新たな道府県のトータルの財政需要を確認する必要がある。 ・特別市を普通地方公共団体とする場合には、地方交付税制度の建付けにも影響がある。 ・都道府県税の取扱いなどは税法の議論となることから、本委員会としての考え方をまとめ、次の検討課題であることを記載してはどうか。
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿 ・座席表 ・会議資料
特 記 事 項	特になし。

(以 上)